

## 秩父市公共施設広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共施設を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市の公共施設への広告掲載は、民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の公共施設のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載、掲出又は設置することをいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

### (広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び広告の規格並びに広告掲載位置等は、市長が別途定める。

### (広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、市長が別途定める。

### (広告掲載の決定等)

第7条 市長は前条の募集により申込みのあったときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

(提案による広告掲載)

第8条 前3条の規定にかかわらず、民間事業者等からの提案による広告掲載については、秩父市公共施設広告事業提案制度実施要綱の定めるところによる。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載を行う者(以下「広告主」という。)は、広告掲出届(新規・変更)(様式第1号。以下「広告掲出届」という。)及び広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担において作成するものとする。

3 契約期間内に掲載する広告内容が変更となる場合、広告主は広告掲出届及び変更予定の広告原稿を市長に提出するものとする。

(広告原稿の審査)

第10条 市長は、広告主から広告原稿の提出を受けたとき、その掲載の可否について審査を行う。

2 広告原稿が第4条の規定に該当するおそれがあるときは、広告主に広告原稿の訂正又は削除をさせ、再度提出をさせることができる。

(設備等の設置及び撤去)

第11条 広告掲載にかかる設備等の設置並びにその撤去及び原状回復にかかる費用については、広告主の負担とする。ただし、市がその費用の一部を負担すべきと市長が認めた場合については、この限りでない。

2 契約期間が終了したとき、広告掲載にかかる設備等については速やかに撤去をし、原状回復を行わなければならない。ただし、市長が認めた場合については、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告の内容等が第4条の規定に反すると判断したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が妥当でないとして市長が認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、

書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合において、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。ただし、第10条の規定により、広告掲載を取り消したときは返還しない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告代理店等の仲介による広告掲載)

第16条 前7条の規定にかかわらず、広告代理店等が仲介する広告事業に関する事項は、別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年10月15日

秩父市長

届出者 住 所 埼玉県秩父市熊木町8-15  
氏名（代表者） 秩父市長 清野 和彦  
電 話 番 号 0494-22-22 1 1  
メー ル ア ド レ ス fm@city.chichibu.lg.jp

## 広告掲出届（新規・変更）

下記のとおり、秩父市公共施設広告掲載要綱及び秩父市公共施設広告掲載基準に適合した広告を掲出（新規・変更）したいため、届出します。

### 記

- 設置した広告  
(1)設置施設名 秩父きっずパーク  
(2)設置箇所 入場ゲート右側内壁面  
(3)設置期間 令和2年15月12日 ～ 令和2年16月15日
- （新規・変更）広告内容  
別添の関係資料（サンプル）のとおり
- 広告掲出期間  
令和8年12月12日 ～ 令和9年12月12日
- その他